



主な消防関係法令改正内容

平成16年も最後の月となりました。政府の「規制改革推進3ヵ年計画」また、歌舞伎町の火災以来、大きな火災が続いたために、それにともない、消防関係法令が続々と改正されています。その主なものをまとめました。

特殊消防設備 H16年6月1日施行 【背景：「規制改革推進3ヵ年計画」】

消防分野の新技术開発の促進を促し、防火対象物の高層化・深層化、大規模・複合化、に対応するために、従来の仕様規定一本の法体系に対し、一定の性能（①火災の初期拡大抑制性能 ②避難安全支援性能 ③消防活動支援性能）を満たせば消防設備として認められる、**性能規定**のルールが取り入れられました。さらに、その性能規定においても判断ができない高度な技術による消防設備については、国による認定機関での審査により、**特殊消防設備**の設置が認められるようになりました。この改正により、今後新しい技術の消火設備がどんどん登場できる環境が整いました。

仕様規定（ルートA）・・・今までの技術基準です。

性能規定（ルートB）・・・3つの性能を法定化し、それをクリアできる消防設備
通常の消防設備と同等性能を有するもの〔パッケージ型消火設備・パッケージ型自動消火設備〕

大臣認定（ルートC）・・・国の認定機関により認められる特殊消防設備



住宅用火災報知器設置 H18年6月1日施行 【背景：住宅火災による死者の急増 H15年 1,070人】

住宅に**住宅用火災報知器**を設置し、維持しなければならなくなりました。設置場所は、寝室及び寝室に通ずる階段となっています。今後、各市町村条例が改正され施行されます。

RDF（ごみ固形化燃料）指定可燃物へ H17年12月1日施行 【背景：H15.8 三重県RDFタンク火災】

指定可燃物に**再生資源燃料**（ごみ固形化燃料）を追加され、指定数量は1,000kgとなります。

石油コンビナート等災害防止法の一部改正 H16年6月2日公布 【背景：H15.9 北海道出光興産火災】

- 防災資機材の機能強化に伴う防災体制の整備（増強資機材<大容量泡放射システム>について、特定事業者共同でより広域的な配備を可能とする組織的受け皿の整備・その他市町村、特定事業者等に関する責任の明確化、行政の関与、情報の提供、要求、研修、消防庁職員派遣等）
- 防災業務の適正化（罰則あり）及び責任の明確化
- 防災規定の実効性の確保とそれに伴う行政の関与
- 防災管理者等への研修会の提供
- 災害現地への消防庁職員の派遣要請規定の導入



合成樹脂類（指定可燃物）貯蔵・取扱い基準 H17年12月1日施行 【背景：H15.9 栃木県ブリスタ火災】

- 指定数量未満の危険物及び指定可燃物に関して、従来の「貯蔵及び取扱いの技術上の基準」に加え「貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準」についても市町村条例で定めることとなりました。
- 合成樹脂類の貯蔵・取扱いについて火災拡大防止等を図るため、屋外の場所において貯蔵し、又は取り扱う場所の周囲に**一定（1～3m）以上の空地**を保有するか、又は防火上有効な塀を設けることとなった。火災被害局限化のため、屋内において、異なる取扱いを行う場合の取り扱う場所、相互間についても**区画**することとなりました。



自火報設置範囲拡大 H15年10月1日施行 H17年10月1日まで経過措置 【背景：H13.9 新宿歌舞伎町火災】

- 複合用途防火対象物（（16）項イ・雑居ビル）で延べ面積「**300㎡以上**」に拡大
- 特定用途防火対象物（劇場・飲み屋・飲食店・百貨店・ホテル・病院・幼稚園等々不特定多数の人が利用する建物）及び（（16）項イ・雑居ビル）のうち、不特定多数の人が利用する用途が、3階以上又は地階にあり、その場所から避難階（地上階）に通じる直通階段が2箇所（屋外階段等の場合は1）以上設けられていない建物（**特定1階段等防火対象物**）は、自火報を設置しなければなりません。



防火対象物点検 H15年10月1日施行 【背景：H13.9 新宿歌舞伎町火災】

特定用途防火対象物（劇場・飲み屋・飲食店・百貨店・ホテル・病院・幼稚園等々不特定多数の人が利用する建物）、**雑居ビル**（16項イ）及び**地下街**（16項2）で、**収容人員が300人以上**の対象物、もしくは、**収容人員30人以上の特定1階段等防火対象物**について、防火対象物点検（主に防火管理の点検）の実施が新しく義務付けになりました。但し、消防による特例認定を受けることにより3年間当点検を免除できます。

防火対象物の用途区分見直し H15年10月1日施行 【背景：H13.9 新宿歌舞伎町火災】

『（二）**項ハ 性風俗関連特殊官業を営む店舗**』が新しく追加されました。（例：ファッションマッサージ、ファッションヘルス、イメージクラブ、テレクラ等）

違反是正の徹底 H14年10月25日施行 【背景：H13.9 新宿歌舞伎町火災】

防火対象物の改修命令違反や使用停止命令違反については、法人事業 主に対し、**罰金最高1億円**が科せられるようになり、また、措置命令違反物件は公示されるようになり厳しくなりました。

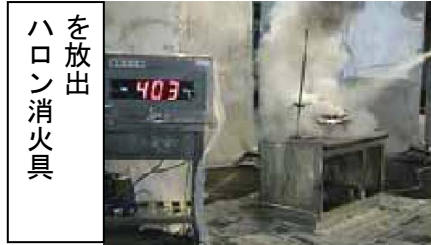
現在公示物件（大阪市=0 神戸市=3 東京都=5）各消防ホームページに掲載しています

ハロンのエアゾール式簡易消火具は「天ぷら油火災」に有効ではありません

最近、テレビショッピング、インターネットショッピング等でハロンを使用したエアゾール式簡易消火具が販売されていますが、天ぷら油火災を消火できない場合があります。また、輸入品のエアゾール式簡易消火具の中には、天ぷら油火災を十分に消火できないものもあるようで、消防庁が下記のようにまとめています。

〔1〕ハロンを使用したエアゾール式簡易消火具は「天ぷら油火災」に有効ではありません

天ぷら油火災は、揚げ物中にその場を離れてしまったときなど、ほんの少しの油断が引き起こす火災です。この天ぷら油は、油温が約360℃になると発火します。その後、急激に油温が上昇し、約400℃になるとハロンタイプのエアゾール式簡易消火具では、ひとたび消火したように見えてもすぐに再燃し、消火に失敗してしまう可能性が極めて大きいのです。これは、ハロンでは燃焼物を冷却する効果を持たないため、油温を下げる事ができず、ハロンを放射しきってしまうと再びすぐに発火してしまうことによるものです。



※総務省消防庁 生活密着情報より <http://www.fdma.go.jp/>

〔2〕輸入（未鑑定品）エアゾール式簡易消火具で「天ぷら油火災」を消火できないものがあります

独立行政法人国民生活安全センターにおいてエアゾール式簡易消火具（国産品8種、輸入品4種）について、天ぷら油火災の消火性能確認試験を実施した。この結果、輸入品の銘柄は適応する火災として天ぷら油火災の表示があるにもかかわらず、天ぷら油火災に対して使用すると、炎が大きく煽られて3m以上噴き上がった（写真⇒）。商品があった。

消防検定協会による鑑定を受けている国産商品については、表示どおり天ぷら油火災を消火できた。

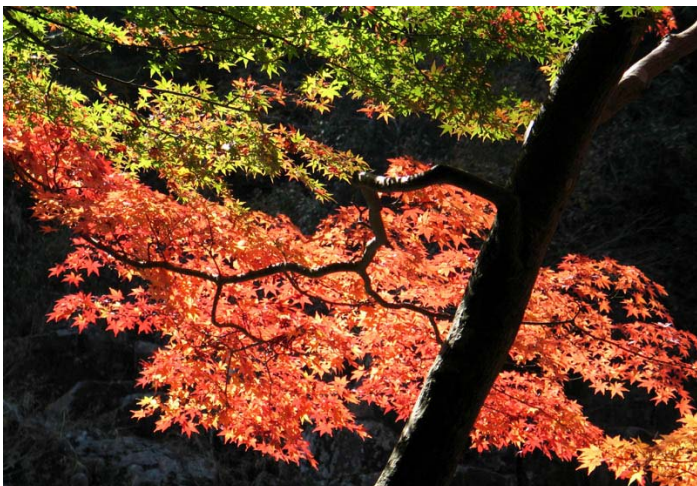
※ 国民生活センター 商品テスト結果より <http://www.kokusen.go.jp/>



輸入品の銘柄による天ぷら油火災の消火時に噴き上がった炎

エアゾール式簡易消火具は鑑定を取得した商品をお選びください。

ハツタ エアゾール式簡易消火具『ホームエース』は、消防検定協会より『鑑定』を受けている信頼性の高い商品です。上記、国民生活安全センターのテストにおいても天ぷら油火災を確実に消火しております。消火薬剤は『強化液消火薬剤』で、**防災効果**〔強化液が加熱により可燃性の分解ガスの発生を抑え、炭化させ、炭素と水に変化させ消火。〕**冷却効果**〔強化液の気化時、大量の熱を奪い、冷却させ、消火。〕で消火します。但し、当消火具は、天ぷら油火災など限定したごく小規模火災に対応した商品で、消火器との併用設置をお願いします。



『秋彩』



『色づく』